

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年10月3日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後1時53分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 4 乙第14号議案 交通事故に関する和解等について
- 5 乙第18号議案 専決処分の承認について
- 6 陳情第83号、第86号、第87号、第101号、第127号及び第151号

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君

委	員	新	里	米	吉	君
委	員	前	田	政	明	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	糸	洲	朝	則	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総	務	部	長	宮	城	嗣	三	君
総	務	私	学	課	長	真	栄	城
						香	代	子
人	事	課	行	政	管	理	監	
						謝	花	喜
						一	郎	君
財	政	課	長	小	橋	川	健	二
						君		
税	務	課	長	下	地		功	君
知	事	公	室	基	地	対	策	課
						長	又	吉
								進
						君		
福	祉	保	健	部	青	少	年	・
児	童	家	庭	課	副	参	事	
						津	波	信
						雄	君	
農	林	水	産	部	流	通	政	策
						課	副	参
						事	中	村
							俊	信
						君		
観	光	商	工	部	観	光	企	画
						課	長	新
								垣
								昌
								頼
								君
土	木	建	築	部	計	画	・	
モ	ノ	レ	ー	ル	課	副	参	事
						山	城	和
						男	君	

○當間盛夫委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第14号議案及び乙第18号議案の5件及び陳情第83号議案外5件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）に

ついて審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について、お手元にお配りしております平成20年度一般会計補正予算（第1号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費や原油等価格高騰対策関連経費などの当初予算成立後の事情変更により既決予算での対応が困難で緊急に予算措置を必要とする経費について、所要額を計上しております。

今回の補正予算総額は、歳入歳出それぞれ31億4577万円で、これを既決予算額5901億1200万円に加えますと、改予算額は5932億5777万円となります。

歳入歳出財源内訳でございますが、中ほどの歳入合計欄で説明いたしますと、国庫支出金は15億9639万1000円、県債は1億3990万円、その他の特定財源は3億1569万4000円、一般財源10億9378万5000円となっております。

歳入歳出予算の内容については、後ほど御説明いたします。

債務負担行為補正について、御説明いたします。

今回の債務負担行為補正は、南部合同庁舎建設事業など3件の追加と、経営体育成資金融通等利子補給金など2件の変更となっております。

地方債補正について、御説明いたします。

今回の地方債補正は、一般公共事業に係る県債について補正を行うものであります。

歳入内訳について、主なものを御説明いたします。

国庫支出金は15億9639万1000円であります。これはすべて国庫補助金で、その主なものは、特別保育事業費9億4753万1000円、港湾改修費2億3400万円、公園費1億2850万円などとなっております。寄附金3000万円は、沖縄ディーエフエス株式会社及び沖縄特定免税店株式会社からの寄附金であります。

繰入金2億9753万2000円は障害者自立支援対策臨時特例基金などの取り崩しによる繰入金であります。繰越金5億6378万5000円は、平成19年度実質収支の一部を充当するものであります。諸収入5億1190万5000円のうち、5億円は中小企業振興資金貸付金元利収入で1060万5000円は試験研究に係る受託事業収入であります。県債1億3990万円は一般公共事業に係る県債であります。

以上、歳入合計は31億4577万円となります。

次に、歳出内訳について性質別に御説明いたします。

まず、人件費367万円ですが、これは福祉保健部の保育所入所待機児童対策特別事業で、認可外保育施設に対し助言・指導を行う嘱託職員の報酬であります。

次に、投資的経費について御説明いたします。

普通建設事業費の補助事業費について、その主なものを御説明いたします。

福祉保健部の社会福祉施設整備費1億1780万円は、社会福祉法人が行う障害福祉施設等の整備に対する補助を行うものであります。土木建築部の港湾改修費2億6000万円は、金武湾港屋慶名地区において地盤改良工事を追加するものであります。公園費2億5700万円は、県総合運動公園陸上競技場の補修工事が補助採択されたことにより、教育委員会において措置していた単独事業を補助事業に振りかえるものであります。

以上、補助事業費の合計は7億6909万6000円となります。

次に、普通建設事業費の単独事業費について御説明いたします。

教育委員会の学校体育指導費2億4778万4000円の減ですが、これは先ほど御説明いたしました県総合運動公園陸上競技場の補修工事を補助事業へ振りかえることによるものであります。

以上、単独事業費の合計は2億4152万7000円の減となり、補助事業費と単独事業費を合わせた普通建設事業費及び投資的経費の合計は、5億2756万9000円となります。

その他の経費について、主なものを御説明いたします。

まず、物件費ですが、知事公室の1461万2000円は、知事訪米に要する経費であります。総務部の1億6738万円は、税務事務トータルシステム等の改修に要する経費であります。福祉保健部の4368万8000円は、保育所入所待機児童対策特別事業等に要する経費であります。農林水産部の3519万円は、農業・観光セクター連携のための分析調査事業等に要する経費であります。観光商工部の3506万4000円は、観光振興特別対策事業等に要する経費であります。

以上、物件費の合計は3億3855万9000円となっております。

補助費等について、その主なものを御説明いたします。

総務部の賦課徴収費3億1609万8000円は、法人事業税の還付に要する経費であります。福祉保健部の障害者自立支援特別対策費1億3303万5000円は、障害者自立支援法の施行に伴う新体系への円滑な移行促進を目的として行われる特別対策事業に要する経費であります。保育対策事業費1億6473万3000円は、保育所入所待機児童対策特別事業に係るもので、認可化に移行する認可外保育施設に対し補助するものであります。農林水産部の畜産経営緊急対策費1020万円は、飼料価格の高騰対策として自給飼料の生産振興、優良乳用牛の導入等に必

要な経費を補助するものであります。漁業省エネ対策費2100万円は、燃油消費量削減の取り組みを促進するため、漁業者が実施する船底清掃に必要な経費を補助するものであります。観光商工部ですが、2つ目の中小企業金融対策費4000万円は、県単融資事業である原油高騰対策支援資金の保証料を全額県が負担することにより中小企業者の負担軽減を図るものです。以上、補助費等の合計は、7億464万円となります。

積立金ですが、福祉保健部の保育対策事業費10億7133万2000円は、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金を新たに設置し積み立てるものであります。

貸付金ですが、観光商工部の中小企業金融対策費5億円は、県単融資事業である原油高騰対策支援資金の保証料を全額県負担とすることにより、融資が促進されることが見込まれることから、融資枠を拡大するものです。

以上、物件費、補助費等、積立金、貸付金を合わせたその他の経費の合計額は26億1453万1000円となり、この額に義務的経費及び投資的経費を加えた歳出合計は31億4577万円となります。

以上で、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 単刀直入に質疑をしていきます。知事訪米事業に係る経費について、本来なら当初予算で計上するべきだと思うんですが、そのほうが好ましいと思っているわけですが、補正予算で計上するのは余り好ましい方法ではないと思っていますが、沖縄県はどう考えていますか。

○**宮城嗣三総務部長** 本来、当初予算編成時にそういった事情が見込まれるのであればそういうことなのですが、今回補正予算で計上する理由につきましては、ことしの2月に米海兵隊員による未成年者への暴行事件が発生したということが一点ございます。その後も米軍人等の事件・事故が相次いだこと、

それから議会等でも訪米についての議論がなされたこと等も踏まえて、早期に訪米し、米国の関係機関等に対し、地元の声を強く訴える必要があるということでございます。

○新里米吉委員 本来ならやっぱり当初予算で計上したほうがいいということですよ。

○宮城嗣三総務部長 当初で見込まればということですね。当初予算編成時にそのようなことがあったならばということでございますが、今回は特異な要因がありますということでございます。

○新里米吉委員 知事訪米事業に要する経費の削除との関連で質疑いたします。増額修正の場合、例えば補正予算の総額は同額であっても訪米経費を削除して、例えば貸付金等に増額する場合、長と議会の調整は必要ですか。

○宮城嗣三総務部長 地方自治法第97条第2項によりますと、議会は予算について増額してこれを議決することは妨げない。ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出権を侵すことはできないということでございます。長の予算提出権を侵すということは、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことをいうとされておりまして、県議会において増額修正を行おうとするときは長と議会との間で調整を行って、妥当な結論を見出すことが望ましいと一般的には言われております。

○新里米吉委員 減額修正については法律上の義務的経費を除いて、否決または減額のいずれも提案権の侵害にならないと考えますが、沖縄県の見解を伺いたい。

○小橋川健二財政課長 地方自治法第96条第1項の議会の権限の関連だと思えますが、これの解釈についてはおっしゃるような減額修正については法律上の義務的経費などを除き、否決または減額いずれも提案権の侵害にはならないと、このような解釈がされております。

○新里米吉委員 必然的に減額修正の場合、長と議会の調整は必要ないと考えますが、いかがですか。

○小橋川健二財政課長 基本的にはそういうことだと思います。

○新里米吉委員 減額修正ということになると、歳入の減額も必要になりますよね。そのときに繰越金を減額する場合には問題がありますか。

○小橋川健二財政課長 今回の財源と言いますか、一般財源というようにその繰越金は使っておりますが、繰越金につきましては平成19年度の決算剰余金の一部を活用しております。これにつきましては、2分の1を下らない額につきましては今年度のために基金というように積む必要がございますが、その余については例年9月補正予算あるいは11月補正予算等々の追加財政需要のために活用しております。御質疑のそれが削除されるという御質疑だと思いますが、仮にそういうことがあるとしても、私どもとしては年度後半のさまざまな財政需要がございますので、それは基本的にそういう部分で活用していただけるものだと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 ただいまの質疑の関連ですけれども、減額修正の場合には知事の執行権の侵害には当たらないと。それで本県議会においてこれまでいわゆる補正予算の減額修正を行った先例はありますか。

○小橋川健二財政課長 幾つか例がございますが、近いほうから申し上げますと、平成8年の第7回定例会で平成8年度の一般会計補正予算の減額がございます。内容としましては、福建沖縄友好会館建設に係る負担金の削除というものがございます。その他には今調べられる限りでございますが、昭和56年以降8件、9件の例がございます。

○前田政明委員 平成8年度第6回定例会もありませんかということにも教えてください。

○小橋川健二財政課長 平成8年第6回定例会で、平成8年度一般会計補正予算の議決予算の修正が行われております。

○前田政明委員 先ほどもありましたように、減額修正は知事の執行権の侵害

にも当たらないと。また、本県議会でも幾つかの先例があるということですね。以上で終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 訪米に関してなんですけれども、本会議の中で知事訪米の日時が不明確だったんですけれども、これが近々ということではなかったんですけれども、この9月の補正予算で今回補正をかけたのは時期的なものも不明瞭の中で、どういった理由で提案をしているのかお聞かせください。

○**宮城嗣三総務部長** 訪米時期についてはいろいろ議論がございますけれども、1つは先ほどの事情があつて補正予算を計上するとのいきさつがありますけれども、11月の大統領選挙によって次期政権が決まるという時期に合わせて訪米をするということになりますと、その準備のためいろいろな作業があることから9月補正でお願いをしているという事情がございます。

○**崎山嗣幸委員** 訪米の時期が明確になるのはいつごろになるんですか。

○**又吉進基地対策課長** 訪米の時期につきましては、大統領選の前後ということで、大統領の就任式が1月20日でございますので、その前後ということでしたけれども、御承知のように大統領選の先行きが決まっていないということで、現在の計画では1月の大統領就任式の前後ということをおし上げております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 知事訪米についてお尋ねします。事業計画案の中で、要請項目として(1)が4項目、そして(2)が2項目出ておりますけれども、これまで訪米されたときの大まかな内容もいただきました。今回、要請文についてはこれからだということで、知事公室長の説明がありましたけれども、これまでの11回の要請文を資料として出していただきたいんですが、準備できますか。

○**又吉進基地対策課長** 過去11回の要請がございまして、ちょっと古い要請文につきましては文書保存の関係で所在があるか確認をしないといけません、

現在確認できる分についてはお出しできますので、提供したいと思っております。

○新垣清涼委員 それから、知事はこれまで日米地位協定の抜本的な改定についても政府に要請をされたということですので、沖縄担当大臣がいらっしゃるときとか、あるいは向こうに出向いて行かれたときの要請文があると思います。その資料も一緒に出していただけますか。

○又吉進基地対策課長 はい、今ある分についてはお出しいたします。ただ、かなり数が多いですので、後ほど相談をさせていただきたいと思えます。

○新垣清涼委員 基地関係の要請文だけでよろしいです。

○又吉進基地対策課長 了解いたしました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 1点だけですが、訪米の時期のタイミングについてですが、私は時期としては最悪のタイミングではないかと思えますね。1つは先ほど総務部長がおっしゃった2月に暴行事件があったということですが、いかにも説得力がないので。事件・事故というのはずっと起こってきているわけで、それが新しく起こったから行くということでは全くないはずなので、そういう意味では国内的に考えても、まさに総選挙の時期がよくわからないと。非常に不透明になってきて12月になるかもしれない、1月になるかもしれないという流れが出てきているわけですね。非常にこの政局も含めて、流動的な中で、国内情勢も非常に流動的と。どういう政権が誕生するのかもよくわからない、こういう国内情勢に1つはあるわけですね。もう一つは、アメリカの大統領選挙が年明けに行われて、まだスタッフも固まっていけないし、とてもじゃないが落ちついて沖縄県の知事の要請を受けられるような体制にはないであろうと思われまますよね。知事の答弁は余りコンクリートされないうちに行くという話でしたが、それはむしろ逆であって、きちんとコンクリートされた後に責任の所在がはっきりした閣僚、あるいはスタッフにきちんと申し上げるというのが当然のことであって、そういう意味で言えばこの9月議会に補正をかけて、来年の1月というのは私はタイミングとしては全く最悪ではないかと。むしろ、実質的

には不可能ではないかと、こういうつくり方はね。そう思っております。そういう意味では本来の議会で議論した中身の話もありますが、今補正をかけて、来年早々に行くというタイミングは私は政治状況等々を含めると、これは実質的には不可能ではないかと、こう思っているわけですね。そういう意味では9月議会に補正をかけているという状況判断は私はいかななものかと思っているわけですが、その辺をちょっとわかるように、説得力があるように説明をいただけませんか。

○宮城嗣三総務部長 訪米の時期・日程については知事が本会議で答弁しているとおりでございますが、その時期につきましては最終的にはいろんな状況を判断して決めるということになると思います。ただ、現時点におきましては、米大統領選挙後の年明け早い時期に行いたいということを申し上げております。それは先ほど玉城委員がおっしゃったように、スタッフの人選や外交、防衛政策の調整が行われる時期が妥当ではないかと考えているということでございます。

○玉城義和委員 答えはいいですが、そういう時期は極めて不適切ではないかということをお願いして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 知事訪米予算について何点かお願いいたします。1461万2000円というこの予算の積算根拠をお願いいたします。それから本会議では余り説明がなかったんですけれども、今回は企業誘致も含めてということなんですけれども、その企業誘致について具体的な説明をお願いいたします。

○又吉進基地対策課長 予算の積算内訳についてお答えをいたします。訪米に係る補正予算要求額は次のとおりであります。まず普通旅費として63万6000円、これは事前調整及び政府等との調整ということです。それから次に特別旅費が1141万3000円、これは旅費そのものでございます。それから食糧費として25万円で、これは関係者との懇談会等に使います。それから役務費が48万6000円、これは資料等の郵送でありますとか、要請書を翻訳する費用でございます。それから委託料として171万7000円、これは現地で予定されておりますレセプションの費用及び会議室を賃借したりする使用料でございます。あと、使用料及

び賃借料といたしまして11万円、これは記者会見の会場使用料です。以上で合計が1461万2000円ということになっております。

企業誘致につきましては、具体的な誘致計画を担当部局と現在すり合わせている段階でございます。以上です。

○山内末子委員 企業誘致についてはまだ具体的に相手先は決まっていないということですか。この間ちょっと内容的に少しお話を伺うと、ワシントンから西海岸ということもおっしゃっていましたが、そういう移動体制とかはどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 関係部局と調整中という前提で、私どもが承知している部分を申し上げますけれども、日程が御承知のように何日にどこということが固まっておりますので、企業のアポイントメントも現在とれていない状況ということで、現在のところ調整中と答えたいと思います。

○山内末子委員 相手先はまだ決まっていない、またどの地域に行くということもまだ決まっていないということよろしいですか。確認していただけますか。

○宮城嗣三総務部長 企業誘致の関連の経費につきましては、今回の補正予算に計上しているわけではなくて、観光商工部の既決予算の中で対応するというところで、今回の知事訪米の予算によって相手方それから日程等については決まってくると御理解いただきたいと思います。

○小橋川健二財政課長 ちょっと追加で。日程はまだ決まっていないということではありますが、おおむねということで御承知いただきたいと思います。ワシントンからニューヨークそれからシリコンバレー、ロサンゼルスなどが予定地に入っておりますが、その中で例えば金融関連企業ですとか、あるいはIT関連企業等々を今想定しております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 特別保育事業関連でお聞きしたいと思いますが、今回の基金創設ということは非常に高い評価をしているんですけども、今年度から始まっ

た認可外に対するお米代の支援策について、今回この基金創設による認可促進ということが基本になりながらもなお認可外が残る、子供たちが残るという現実がありますので、そういう意味では給食費の助成事業というのはなお継続してやらなければいけないということがあるんですが、それについて平成21年度以降の考え方をお聞かせ願えますか。

○津波信雄青少年・児童家庭課副参事 ただいまの御質疑ですけれども、認可外保育園への給食費の助成などは新すこやか保育事業として現在実施をしておりますけれども、県としても増額したいのは山々ですけれども、財政との関係もありまして、なかなか困難な面もありますが、現在よりも少なくともレベルは落とさないような実施をしてまいりたいと考えております。

○金城勉委員 最低でも現状維持で継続をするということの意味の答弁だと思うんですけれども、総務部長、これは財政の問題ですから、ぜひその辺のところはこういう基金をさらにいろんな形で活用して、そこに強化するという考え方、今後の考え方についてはどうですか。

○宮城嗣三総務部長 御案内のとおり、県の財政事情は非常に厳しいものがございまして、各年度、予算編成する際に各部局といろいろ調整をやっているところでございます。予算が厳しいということから、やはり重点的に配分すべき事項等々については、一義的に部局と議論しながら対応させていただきたいと考えております。

○金城勉委員 ぜひ前向きにお願いします。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 知事訪米の予算についてですが、先ほどからいろいろと意見が述べられておりますが、この件については昭和60年から西銘知事時代から行われているということで、今回の代表質問あるいは一般質問の中で知事の答弁を聞くと、私はすばらしい計画でもあるし、目的あるいは成果が上がってくるのではないかなという期待もしておりました。それで、西銘知事が2回、太田知事が7回、稲嶺知事が2回という報告も受けております。そういう中で、知事のこういう予算が今まで認められなかったことがあるのかということちょ

っとお聞かせ願いたいと思います。

○又吉進基地対策課長 予算が認められなかったことはございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 説明資料の5ページの特別保育事業費9億4700万円、認可化に向けて基金をつくって取り組むというようなことですがけれども、内閣府の沖縄特別振興対策調整費を活用ということでやっていくわけですね。この予算計上までの経緯を少し説明していただけますか。

○津波信雄青少年・児童家庭課副参事 手元にきちんとした資料を持ち合わせておりませんので、日付など細かく言うことは申し上げられませんが、認可外保育所に対する支援につきまして、厚生労働省、内閣府といろいろ調整を一昨年あたりからやってきまして、給食費助成あるいは最近では備蓄米の支援要請もいたしましたけれども、具体的に認可外保育施設に対する支援がいいのか、それとも本来の保育の基本であります認可保育所をふやしたほうがいいのかということも厚生労働省あたりとも議論を重ねた結果、それでは沖縄特別振興対策調整費を使ったらどうかという案が出てまいりまして、その中身を6月くらいから調整に入っております。沖縄特別振興対策調整費を担当しております企画部とも調整しながら内閣府とやってきまして、8月くらいにおおよその形ができて、平成23年度までの沖縄振興計画期間の中で基金を使って3年間でやってもらおうということになっております。これにつきましては認可保育所に移行することを基本とするということが、たがと言いますか、それがはめられておりまして、今県内では認可外保育施設が多いのでそれに対する助成をもっと拡大をと希望したんですが、調整の結果がこうなったということで、認可外保育施設の認可化の促進ということを基本にしているということでもあります。それでもこちらの主張も入れていただきまして、認可外保育施設に対する研修あるいは教材費の助成も一応、芽が出たということで評価はしてもらえるかなと思っております。

○照屋守之委員 もともと沖縄県の認可外保育園を支援してもらいたいということの要求が強くて、県もそういうような調整をしていたんですがけれども、内閣府の沖縄特別振興対策調整費というそういう予算が厚生労働省のいろんな枠が

あって、それができないから認可化に向けてという形でこういう限定つきに予算が認められてきたわけですね。だから内閣府の沖縄特別振興対策調整費のあり方、これまでのような流れできて、せっかく予算はつけたけれどもそれぞれの省庁のお墨つきがなければ使えないという不合理なやり方は非常におかしいわけ。これが認可化が本当にそれぞれの市町村が希望して、予算負担増も含めてできるということであればいいけれども、予算はつくりました、対応はできます、それぞれの市町村は対応できませんということになっていくと、こんな予算なんか組んだって何もならない。だから今後の予算の中身、この沖縄特別振興対策調整費のあり方を総務部長も企画部長も知事も含めて我々も一緒になって政府に対して、余り枠にはめないで沖縄県の課題のために使わせるようなことをやっていきましょうよ。どうですか。

○宮城嗣三総務部長 沖縄特別振興対策調整費の直接の所管は企画部でございますので、中身に立ち入って発言はできないんですけれども、基本的に沖縄振興を利用する経費については充当できるという基本的な考え方を持っておられます。ただ、やはり保育所の部分については厚生労働省あたりの認可化された場合には、それなりの措置があるわけですね。財政的な措置もございまして、そういった部分の措置がありますから、とりあえずそこに向かって努力し、認可保育所がふえればそれなりの効果が出るのではないかと私は理解しています。

○照屋守之委員 ですから、この沖縄県の認可保育園の問題は、戦後処理の一環とした位置づけをしてとらえていかないとなかなか難しいと思いますよ。本土の保育園の情勢と沖縄県は根本的に違うわけですから。

次に、その下にある食品流通対策費5500万円が計上されていますね。今食品に対する不信感がありまして、最近もいろんなスーパーの表示の問題があつて、新聞紙上からいろいろ出てきているわけですが、この食品流通対策費の中身を少し説明お願いできませんか。どういうものに対して対応できることになっているのか。

○中村俊信流通政策課副参事 この事業は沖縄県中央卸売市場の売参人（売買参加者）の業務の効率化を図るために防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条（民生安定施設の助成）に基づき、集出荷施設の建設を行うものであります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小橋川財政課長から歳入の国庫支出金、食品流通等対策費5588万1000円の内訳として、集出荷施設設置助成事業3164万1000円と農業・観光セクター連携のための消費者ニーズ分析調査2424万円の2事業がある旨の補足説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に寄付金ですね。沖縄ディーエフエス株式会社から3000万円とありますが、これは毎回もらっていませんか。その内容は修学旅行の営業活動をすると言うんでしょ。その説明をお願いします。

○新垣昌頼観光企画課長 寄付金は平成14年度から始まっておりまして、平成20年度まで続いているという状況です。

○照屋守之委員 金額は一緒ですか。

○新垣昌頼観光企画課長 平成14年度は100万円でございまして、その後平成15年はそれぞれ増額がありまして、現在は両方合わせて3000万円になっております。

○照屋守之委員 その成果はどうか。

○新垣昌頼観光企画課長 観光客の誘客とかそういうことで使わせていただいております。

○照屋守之委員 さっきの内閣府の沖縄特別振興対策調整費の件だけれども、観光客誘致とか沖縄県全体の経済振興とか観光振興とかというような予算を内閣府の沖縄特別振興対策調整費で使えるようなそういう仕組みはないのか。

○宮城嗣三総務部長 具体的な数字は持ち合わせがございませんけれども、観光とか商工とかその分についても沖縄特別振興対策調整費が充てられている部分もございます。

○照屋守之委員　そうすると例えば内閣府の沖縄特別振興対策調整費があります。これがいろんな足かせがあって使えない。せっかく予算は組んでもそれぞれの省庁の問題があってなかなか予算が使えないという実態が今あるわけですね。そうであればこのようにせっかく特別寄付をして沖縄県のために頑張ってもらおうというような3000万円があるとすると、内閣府の沖縄特別振興対策調整費にそういう趣旨に合うような事業を3000万円でやって、財源が厳しい県財政だから、別のものに回して活用するという財政的なジブンプンも必要なんじゃないの。

○宮城嗣三総務部長　御提言として承りたいんですが、1つは観光関係についても先ほど申し上げましたように沖縄特別振興対策調整費でかなり調整をしている部分がございます。もう一点はこの3000万円は一般財源ということではいろんな意味で使えればよろしいんですが、特に観光関係の業者さんからいただいて、観光関係の事業に充てていただきたいという要望があるものですから、そういうことで観光産業の振興のための充当ということで従来やっております。

○照屋守之委員　8ページの公園費ですが、これは単独事業でやるということの予定が補助事業にして、財源も国庫補助金に振りかえるということも含めて今補正予算に挙がっているわけですが、これは非常にいいですね。どういう努力をしてこういうような仕組みになったんですか。すばらしいですね。

○山城和男都市計画・モノレール課副参事　その件につきまして、昨年の予算要望の時点で、国にそういう予算をお願いしたんですが、沖縄県総合運動公園におきましては陸上競技場と北側に補助競技場が2つございます。本競技場におきましては既にトラック施設にウレタン設備が設置されております。したがって、今劣化が著しくて平成22年度の全国高等学校総合体育大会に支障が出るということで、打ちかえをしたいということがございましたが、前回整備した関係で補助は認められないということがございました。ただし、北側の補助競技場については土のトラックでございますから、そこを全天候型のウレタンにすることは補助でいいよということで了解をもらったわけです。ところが予算が成立して今年度に入って国の補助の採択基準が変わりました。それである程度再整備は広く認めていこうということになりまして、今回この再整備が国庫補助で認められたという経緯がございます。

○照屋守之委員 総務部長、こういう担当者は表彰しないといけないよ。1億2800万円も国からもらって、単費でこれだけ出してやろうとするのに、だからこういうことができるというのは非常にいいですね。ぜひこれからも単費のものは全部向こうでやるように指導したらいいですよ。

10ページ、知事訪米に要する経費の件ですが、これはこれまで11回行われているわけですが、これまでの予算とその違いも含めて説明いただけませんか。

○又吉進基地対策課長 予算につきましては第1回訪米の予算は資料が残っておりませんで、予算につきましては第2回訪米からの資料なんですけれども、第2回の訪米が746万9000円、第3回の訪米が856万5000円、第4回の訪米が1647万7000円、第5回訪米が1990万9000円、第6回訪米が2541万5000円、第7回訪米が2431万1000円、第8回訪米が3609万6000円、第9回訪米が2476万8000円、第10回訪米が1141万2000円、それから直近の第11回訪米が1500万円となっております。それから訪米の内容ですけれども、その折々に課題となっていることを要請項目に挙げておきまして、大きなものを申し上げますと、逆に共通点としましてはやはり在沖米軍施設・区域の整理縮小の促進、返還の促進ということをおし上げておきますが、例えば前回の訪米でありますと、在日米軍再編の中間報告の前ということで在日米軍再編の中の基地負担の提言ということで4項目、在沖米海兵隊の県外移転でありますとか、嘉手納飛行場の運用改善、陸軍複合射撃訓練場の建設中止、日米地位協定の抜本的見直しというように、その時点での課題を要請するという形になっております。

○照屋守之委員 2500万円とか3000万円とかありましたよね。この辺の特別に突出しているような内容とかそういうようなものがあつたのか。今回は1400万円ですよ。先ほど説明した中で2400万円だのとかなりけた外れの金額になっている部分があつたじゃないですか。それはどういうことか説明してください。

○又吉進基地対策課長 予算が大きいのが第6回、第9回でいずれも太田知事時代のことでございますが、第6回につきましては当時、重要三事案というものを県が決めまして、米軍那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び老朽施設の返還、それから県道104号線実弾砲撃演習の廃止といったテーマを持って要請をしたということです。要請期間も長かつたということでございます。それから第9回につきましては基地返還アク

ションプログラムというのが当時ございまして、それに基づく米軍基地の計画的かつ段階的返還を求めたということで、人数が大変ふえたということと、期間も長かったということが記録として残っております。

○照屋守之委員 第6回目は平成何年ですか。

○又吉進基地対策課長 平成7年5月でございます。

○照屋守之委員 第9回目はいつですか。

○又吉進基地対策課長 平成10年の5月でございます。

○照屋守之委員 それからしても金額的には妥当と言いますか、内容にもよるはずですが、人数も含めて、突出してこの金額がどうのこうのという問題じゃないですね。過去11回やってきて、すべて訪米直訴活動が行われてきたということの理解でいいわけですよ。

○又吉進基地対策課長 さようでございます。

○照屋守之委員 その訪米の成果も本会議で説明があったように非常にいいことですから、今回の訪米で米軍関係の事件・事故の問題に触れて、この旧勝連町で平成17年に合併したうるま市の原子力潜水艦の寄港、昭和47年の復帰以降は309回ですか、これまで寄港している。地域の議会も毎回定例会ごとにその寄港があったときに決議をして、意思表示をしてきても国内ではなかなか明らかにならないということもあって、今回仲井眞知事がアメリカに行って直訴して、この問題を取り上げるということですから、これは非常に素晴らしいことだと思っているんですが、過去の訪米要請の中に沖縄県で非常に問題になっていた原子力潜水艦の件の要請はありましたか。

○又吉進基地対策課長 過去の訪米におきましては要請をしておりません。

○照屋守之委員 これはそういう問題提起がなかったということで理解しているんですか。

○又吉進基地対策課長 要請項目はその時点でさまざまなその時点の問題につ

いて調整をすることになっておりまして、当時この問題につきましては、あえて要請書の中には書き込まなかったということでもあります。

○照屋守之委員 本会議場でも在日米軍再編の実施という項目もあって、なかなか議会で全会一致で対応できるような状況には今ないわけですがけれども、要請文とか具体的にそういうような書面をつくるときに、執行部は、恐らく議会の対応も含めてそういうような要請文もつくると思うんですね。これはそういうものについてはどう考えているんですか。

○又吉進基地対策課長 一般的に要請はその時点での、例えば沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じた県の要請でありますとか、あるいは毎年行っております政府機関への要請、騒音関係の要請でありますとか、そういうものを総合的に判断いたしまして、適切な要請項目を執行部の中で決めていくということになります。

○照屋守之委員 ということは、議会で説明があったような項目があるにしても、本会議での議員の指摘とか、そういうものも含めてその要請文には必ずしもあのようなものがすべて盛り込まれるということではないという理解でいいですか。

○又吉進基地対策課長 本会議で知事公室長が答弁しましたように、文言の調整につきましてはこれから検討するというところでございます。

○照屋守之委員 それでは、これは我々の理解としては執行部としてもあのようにいろんな議論があるわけだから、あえて在日米軍再編で普天間基地の返還ということがあるにしても、その代替施設とかそういうものには触れないということは明言しているわけだから、当然要請文にはこれまでの野党の議員の指摘とかいろんなものも含めて、きちんとした要請文をつくって要請するということになるわけでしょう。どうですか。

○又吉進基地対策課長 要請項目といたしましては、事業計画という紙で出しましたように、この米軍基地から発生する諸問題の解決促進として4点、それから在日米軍再編の確実な実施ということで要請していく、これを基本に要請書も書いていくということになります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 議会というのは話し合いの場でありまして、これからこの予算を真剣に議論をしていくわけですが、いきなり野党の皆さんの質疑の中で削減の技術的な話が出たので驚くわけですが、ぜひ話し合いをしながら、また委員長の裁決にはならないような努力は議会でやるべきじゃないかなと思います。そういう中で今出た要請の項目の中で、米軍基地から発生する諸問題の解決の促進ということと、在日米軍再編の確実な実施を要請されるということでありまして、これは先に与野党に説明した中身になっているんですか。一緒なのでしょうか。この問題の発端は私なりに考えると、知事が普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方というのを述べた時点の中で、与野党の中で少し物議を醸したのかと思っていますよ。そういうのを踏まえまして、知事訪米予算が大きな議論になってきているわけですが、そして本会議でも言われているように、普天間飛行場の移設についてがある意味では与野党の大きな関心の的になっているような感じがするんですが、我々としては当然今県民が注目する普天間飛行場の移設は知事が訪米する中で述べていくべきだと思っていますが、これについて改めてもう一度、この要請の中身について説明するべきではないのかなと思うんですが、どうですか。

○**又吉進基地対策課長** 当初は議会運営委員会でお配りした資料のとおりで、基本的にはそのとおりでございます。ただ、(2)の在日米軍再編の確実な実施につきましても、これは本会議でも答弁があったと思いますが、補足をいたしますと、その内容といたしましては海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、これが1点目。それから2点目は普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還、そういう内容であるということをお知らせさせていただきます。

○**浦崎唯昭委員** これは資料にもあるんですか。そういう要請項目の中で。もしあるのであれば議会に出したらいいじゃないですか。

○**又吉進基地対策課長** 大項目としましては(1)、(2)で変わっておりませんので、もし後ほど必要でしたら御提供したいと思います。

○**浦崎唯昭委員** このことについてはぜひ明らかにして、お互いに話し合いをしながら過去の訪米を見ましても否決された例はないということですし、知事

も交えて委員長も交えて、この訪米をどうやったほうがいいのかも含めて、ぜひ与野党の中で話し合いをして、訪米というよりは原子力潜水艦の話もありましたけれども、過去に我々が要請したこともたくさん入っておりますので、知事訪米についてはぜひ議論をして、認めていただけるような話し合いをやっていきたいと思っておりますので、また皆様方も隠さず、出すべきものは出して、話し合いをしていく場をつくることについては御協力を賜りたいと思っておりますけれども、そのことについて担当課長はどう思いますか。

○又吉進基地対策課長 御指摘のあった資料につきましては、ちょっと検討させていただきますと思います。

○浦崎唯昭委員 御苦勞はあるかと思っておりますけれども、過去の訪米の中でもやはり成果は上げているという担当者の話もありますので、ぜひ努力をいただきまして、一致をして訪米できるように、基地問題は沖縄県の大きな関心事でありますので、それが予算が切られて行けなかったとなると、やはりお互いに政治的なマイナスも多い部分もあるかと思っておりますので、そうならないような努力を委員長にはお願いしたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第1号議案一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

この議案は公益法人制度改革に伴い、平成18年6月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の3法（①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定され、民法ほか約300の法律が改正され、平成20年12月1日から施行されます。そのため、これら諸法律の制定・改正に伴って、幾つかの条例では民法規定を引用していた条項を整理するなど、改正が必要となります。この議案は、これら新公益法人制度施行に伴い改正を必要とする7条例の改正を一括して整備するものであります。

以上乙第1号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今度の改正に伴う具体的な事例的なものを含めて少しわかりやすく説明していただけませんか。

○**宮城嗣三総務部長** 従来、公益法人につきましては民法第34条で、その公益性、それから事業内容、法人の設立認可等について、主務官庁が主体的に権限を持っていたという形になります。これが公益法人制度が変わりまして、法人の設立については特に認可等を要しないと。登記をすればその一般社団法人・一般財団法人として認めますという制度に変わりました。ただし、公益性については、新たに主務官庁ではございませんで、外部委員からなる審議会を設置しまして、そこで公益性の判断をし、主務官庁が許認可を行うという制度に変わっております。

○**前田政明委員** ですから、そのこのところの具体的なものをもう少し説明いただきたいんですけども、いわゆるこれまでの一般社団法人ですか、その税制

上の恩恵と言いますか、その特徴と今度一般的に設立はできると。その一般社団法人・一般財団法人との比較ですね、そこをもう少し説明できませんか。

○宮城嗣三総務部長 公益法人については税制上の優遇措置がございました。ですから、公益法人として主務官庁が認可をすれば税制上の優遇措置が受けられるという形になります。ところがその主務官庁の認可の際に、主務官庁のレベルで認可をしていったというのが1つございまして、透明性を図る観点からすると、第三者機関を入れてその公益性を認定する必要があるのではないかとというのが1つございます。その公益性の認定のための委員会をつくって、認定した後は同じような形でその税制上の優遇措置があるというのが1つございます。それから現在の公益法人につきましては、法律施行後5年間はその恩恵を受けられるということでございまして、またその間に公益社団法人・公益財団法人への認可申請も可能であるというようなシステムでございます。

○前田政明委員 現在の公益法人というのは、具体的にはどういう団体がありますか。身近にわかりやすい感じで。

○宮城嗣三総務部長 現行制度での公益法人の数というのが県所管の分で261法人、沖縄県内です。それから国所管の公益法人が44法人、合計で303法人でございます。そういうことからしますと、県の公益法人といいますと、例えば財団法人沖縄県文化振興会とか財団法人沖縄県保健医療福祉事業団とか財団法人の農業開発公社とか、こういったものが公益法人ということで認められております。

○前田政明委員 今回それが一般社団法人・財団法人と公益社団法人・財団法人に区別されるわけですね。その区別の仕方というのはどういうものを根拠にしてやるんですか。

○宮城嗣三総務部長 公益法人の認定法第5条に基づきますと、この公益性の認定につきましては18項目に細かく規定されております。この18項目はそれぞれ申し上げるわけにはいかないのですが、資料を提供したいと思います。主なものとして申し上げますと、まず公益目的事業を主たる目的とするところ、それから公益目的事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的な能力があること、それから、事業活動のうちで公益目的事業比率と言いますが、公益事業をやっている比率が100分の50以上あること、それから遊休資産等については、この

公益事業を行うに足りる分と言いますか、それ以上のものがあればいいとか、約18項目にわたって細かい規定が設けられております。

○前田政明委員 これは後で資料をいただくとして、主務官庁だったのが法律で一般社団法人・一般財団法人と登記のみで認められるということですよ。そこでは公益性の認定として、公益社団法人・公益財団法人になる場合に、いわゆるそれを民間有識者による委員会の意見に基づき、内閣総理大臣または都道府県知事が認定をする。それが先ほどの18項目と。この場合、これまでの公益法人の中で受けられていた、すなわち一般社団法人・一般財団法人という名前は使えらる。しかし実際上の恩恵としての優遇税制とかそういうときに、いわゆる公益性の認定ということが入ってしまうと。そうすると、結局認定されない場合の不利益、そこはどうなるのかということがあって、結局は本来だったら民間も含めてボランティアその他公益性を含めているいろいろな組織、それは収益を目的としない。しかし収益を目的としないだけでなく、今度はその公益性を第三者機関で認定する。そうでなければ名前はあるけれども、後の条例との関係を含めての税制上はどうなるのかということが問題点で、そうするとこれまでの団体などが認定されなければ、いわゆる不利益をこうむってしまうのではないかと。そうすると市民団体やその他の多くの団体が運動しようとする場合に、実質的に普通課税をされて、いわゆる非課税措置の恩恵が受けられないというようなことになる心配はないかということがあって、今そのところの違い、そしてなぜそういう第三者機関の有識者が入るのかと、その場合に先ほどの認定の結果を含めてですけれども、そのところもう少し、そういう形で不利益になるような団体は出てくるおそれはないのか。そのところをもう少し説明してくれませんか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から公益法人制度改革に伴い第三者機関である沖縄県公益認定等審査会において18項目の公益性認定審査基準により認定されること、民法上の社団法人・財団法人・中間法人が対象でありNPO法人・社会福祉法人・学校法人等民法以外を設立根拠とする法人は含まれないこと、一般社団・財団法人も営利・非営利型社団・財団法人に分類され非営利型法人は従来どおり税制上の優遇措置があることについて補足説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 結局、公益法人に認定されない法人について、その場合は税制上の優遇がなくなるということになりますか。

○宮城嗣三総務部長 そういうことになります。ただし、先ほど御説明申し上げましたように、非営利一般社団法人・非営利一般財団法人の場合は従来の公益法人と並びで税制上は収益事業のみの課税という形になります。

○前田政明委員 そういうことでまた戻りますけれども、今の場合、受けている公益法人が先ほど言いましたように第三者機関の認定で認定されない場合には税制優遇措置が受けられなくなるということはあるということですから、そういう面では民間非営利法人の活動抑制という形になってしまうのではないかとこのことを危惧しております。後の条例との関係がありますので、今のところはこれで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 少しよくわからない部分があるので教えてもらいたいのですが、今話を聞いていると、今回適用されるのはいわゆる社団法人と財団法人で、NPO等は従来どおりで、そもそも今回のものには該当しないということが1点ですね。社団法人・財団法人の中で問題は一般のものと公益性を持ったものがあつたけれども、今回はかなりトータル的になるということですか。まとめて何か一つの法人のような普通の社団法人、一般法人のような形で全部やった上で、18項目に該当するものを本人たちが申請をして、第三者機関で認められたら、そのときに公益ということで作るということですか。

○宮城嗣三総務部長 公益法人というのは社団法人と財団法人がございます。これはもう既に公益性が認定されて、そういう名称が使えることになっております。最大5年間は、経過措置がございますので、公益性を判断し、決定されるまでは従来どおりの優遇措置が受けられるということですよ。

○新里米吉委員 税制上の問題というときには、その財団に対する課税と先ほ

ど総務部長が言っていたものと混同してしまったと思うのだが、専門的な話になって特定公益法人の問題がありますね。これをちょっと切り離して考えないといけないので、2つの税制上の問題が出てくると思うので。一般の課税の問題からいきたいんですが、いわゆる18項目に、例えば今は課税されないけれども、今課税されていないところでもこの18項目に照らすと、5年間の経過措置はいいけれども、その後は該当しないところが出てくる可能性があると聞こえるわけですが、そういうことですよ。そうすると問題は、5年間の間にこれに該当するように努力しないと5年後は課税されますよという法人が出てくる可能性があるというように理解していいんですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申しあげましたように、非営利法人という場合には、要するに営利を目的としない法人で一般社団法人・一般財団法人になる場合は税法上は従来どおりの公益法人並みの課税であると。要するに普通法人という場合は、営利を目的とした法人であるという場合には、おっしゃるとおりの課税が出てきます。ですから、その18項目に照らしてそれぞれの団体が非営利を目的にするのか、それとも営利を目的にするのか。非営利を目的とする場合は、収益事業のみに課税されるという形になりますので、そんなに大きな変化はないかと思えます。

○新里米吉委員 現在ある公益法人が、ある程度認可申請を終えた5年後に、今のような税収が想定されるのか。

○宮城嗣三総務部長 税法上は、現在でも収益事業に係る分については課税されているようです。ですから、ほぼ変わらないということで御理解いただければと思います。

○新里米吉委員 変わらないということですから、確かに現在も収益については課税対象ですよ。県のかかわっている財団も、あるいは社団法人も財団法人も。それから特定公益法人のいわゆるそこに寄付したときの控除される団体とされない団体が今でもありますよね。控除される団体のほうが非常に少ないでしょ。かなり厳しい規定があって、これも今のように統括ではなくて、主務官庁との関係の中でかなり厳しい規定があって、これをクリアしないと特定公益法人としての寄付した場合の控除の対象にはならないというのがありますよね。さっきはそれを言っていたと思うのだが、これは今回緩和されるということですか。さっき統括監が少し言いかけていたような話で具体性はなかったの

だけでも、これはよくなりますよというようなことです。特定公益法人の話ですよ。

○真栄城香代子総務私学課長 今回の質疑ですけれども、公益財団法人とか公益社団法人になった場合は、自動的に今の特定公益増進法人と同じような扱いを受けるということになります。したがって、むしろ優遇されるということです。これまでは特別に、例えば税関係の特定公益法人になるための新たな手続が必要でしたけれども、今回は公益社団法人、公益財団法人になった時点でその扱いを受けるという差が出てまいります。それと先ほどの補足ですけれども、一般社団法人や一般財団法人になった場合には、あくまでも非営利性というのが徹底されている法人に限って、いわゆる共益事業等については非課税と。つまり収益事業だけを課税しますと申しましたけれども、この場合は非営利性ということを経済当局が認めた場合に限り、要するに県ではなくて、例えば会員に利益を分配しないとか、いろんな要件をクリアして、この団体は一般社団法人・一般財団法人だけれども、非営利性が徹底されていると認められた場合は、その法人が行う共益事業、いわゆる収益事業以外のものについては従来どおり課税されないということになります。

○新里米吉委員 大体わかってきたような気がするんですが、いわゆる先ほどから言っているように2つに分けないと混乱しますよと言ったのは、1つはその団体に対する課税措置の問題があって、もう一つは特定公益法人というのは非常に限られていて、法人組織でも公益法人でもほとんどの団体が特定公益法人になり得ない。それくらい非常に厳しい基準があってなり得なかったが、ここがかなり緩和されて、公益法人になるとこれまでの特定公益法人の恩恵がこれからは受けられますよということですよ。

○真栄城香代子総務私学課長 この場合は、例えば国税ないし地方税のほうでいわゆるそういった団体に寄付した場合には控除しますよと、今回のふるさと納税のようにですね。そういう規定があれば、公益法人でも一般法人でも同じ扱いです。要するに税を仕組む側で、課税する側がこういう法人に寄付した場合は、あなたが寄付した分から住民税もしくは所得税から控除しますよという規定があればできるわけです。

○新里米吉委員 その財団法人なり社団法人なりがそういう項目をつくっている定款とかがあればということですか。

○真栄城香代子総務私学課長 いえ、法人ではなくて、課税する側が住民税の控除対象としてそう決めればできるということです。今もこういう仕組みで同じでございます。

○新里米吉委員 よくわからないんですよ。さっきから言っているように特定公益法人というのは、その恩恵というのは、あくまでも例えば100万円を沖縄県国際交流・人材育成財団に寄付します。これは控除の対象になります。簡単に言えばそういうことですよ。そういうことがあって県内のかかっている財団や社団法人でもかなりの限られたところしか現在特定公益法人にはなっていない。非常に厳しい基準があった。今度はその特定公益法人というものはもう取っ払われるように聞こえたわけですよ。普通の公益法人の中で、これまでの特定公益法人の恩恵のようなものが緩和されて、しかしそれは税務当局が判断するというところに聞こえたんだけど、そういうことですか。

○真栄城香代子総務私学課長 今回の特定公益増進法人と同じ扱いになるという意味の税務当局の話ではありません。制度としてそうなります。私が申しましたのは、寄付する側の税金の推移が国税と住民税の両方あるものですから、所得税の部分と住民税の分があるものですから、その住民税に関してのものです。ですから訂正いたします。

○新里米吉委員 住民税の部分については税務関係のところは判断しておりますよ。控除の対象にはなるということですか。

○真栄城香代子総務私学課長 はい、なります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、公益法人制度改革に対応して、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、法人の県民税及び事業税の納税義務者について規定の整備を行うこと、法人の県民税の均等割の税率区分について一般社団法人及び一般財団法人のうち、非営利型法人以外のものを追加すること、法人の県民税の均等割の免除について、規定の整備を行うこと等であります。

以上、乙第2号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどの関連になるんですが、公益法人制度改革への対応ということで見ますと、法人住民税とか均等割、法人住民税の法人税割とか、法人事業税所得割、これは現行の場合に人格のない社団とか、特定非営利活動法人すなわちNPOとか、そういうのは今どういう取り扱いになっていますか。

○下地功税務課長 法人でない社団・財団で管理人の定めがあるものは、いわゆる従来は法人とみなして均等割、法人税割を課税していたんですけども、平成20年度の税制改正で納税義務者から除外されまして非課税となっています。しかし、これらについても収益事業を行うものについては人格なき社団という扱いになりますので、一般法人と同様に県民税及び事業税が課税されることとなります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から人格なき社団やNPO法人の現行の取り扱いについての質疑であり、その趣旨に沿う答弁をするよう指摘があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

下地功税務課長。

○**下地功税務課長** 現行法上、いわゆるこれらの法人については非課税となっております。

○**前田政明委員** 教えてほしいのですが、人格のない社団等というのはどういう団体ですか。

○**下地功税務課長** いわゆる法人格を有していない団体で、任意団体で、管理に規則を定めて、代表者を定めているような団体です。

○**前田政明委員** 市民運動とか、結構法人格を有しない任意の団体というのは多いわけですね。

○**下地功税務課長** はい、たくさんあると思います。

○**前田政明委員** それで、改正後は公益社団法人・公益財団法人とまた一般社団法人・一般財団法人というように分けられますよね。まずそのところを説明してください。

○**下地功税務課長** 今の法人でない社団・財団はいわゆる法人としてやるために、一般社団法人・一般財団法人と届け出すことによって法人となることができるようになるわけですね。それについては容易に法人になることができるようになります。そのうちからさらに公益性の認定、申請をして第三者機関による公益性の認定を受けて、内閣総理大臣または知事の認定を受けた者が公益法人となっていくということです。

○**前田政明委員** 私が聞いているのは、先ほどの人格のない社団とその他は一般社団法人・一般財団法人になると。そうした場合に課税はどうなりますかと聞いているんですよ。

○宮城嗣三総務部長 今前田委員が質疑している団体については、これは必ずしも一般社団法人・一般財団法人として登記を要するものではないと思います。そのままの形態でも大丈夫だという御理解をいただければと思います。ですから、登記の必要があれば、登記をして一般社団法人・一般財団法人という名称が使えますのでそういう形になりますが、登記をしない団体は従来どおり継続していくのではないかと考えております。

○前田政明委員 先ほどのを除いて、法人のものは法人住民税について、一般社団法人・一般財団法人になった場合にどうなりますか。

○下地功税務課長 一般社団法人及び一般財団法人の場合は普通法人として扱われますので、均等割それから所得、所得に関しては事業税が課税されることとなります。

○前田政明委員 公益社団法人・公益財団法人になるとどうなりますか。

○下地功税務課長 公益社団法人及び公益財団法人になると、いわゆる収益事業がない場合は県民税も事業税も課税はありません。ただ、収益事業がある場合は収益事業から得る所得の分だけの課税となります。

○前田政明委員 一般社団法人・一般財団法人という形になると、最低税率で法人住民税がかかると。それからすべての所得に対して、法人税が原則課税されるという形になる。結局は先ほどの税務の関係でありましたけれども、このいわゆる所得認定とかそういうものに対しては、結果的には税務署が判断するということになるのですか。

○下地功税務課長 はい、そうです。

○前田政明委員 これまでの場合もそうですか。

○下地功税務課長 はい、そのとおりです。

○前田政明委員 そうすると結局、この中でNPO・人格のない団体であればそのままだと。それは税法上影響ないということですね。ただ、戻りますけれ

ども、この先ほどの18項目の中で、これを受けるという場合に、皆さんとしてはさっき言っていた303法人がありますよね。この中で、これに係る場合は申請をして受けるのですか。その場合、想定としては大体今までの実績から見ると、今までの事業活動その他から見ると、公益社団法人・公益財団法人になり得る資格のある団体というのは大体どれくらい想定していますか。

○真栄城香代子総務私学課長 今の御質疑は、今の段階ではわかりかねます。と申しますのは、具体的に新たな認定、こういった事業をされていて、これが本当に新たな基準の公益性があるのかどうかということ、これから認定するものですから。ただ県内の262法人を対象に今後どうしたいですかというアンケートを行いまして、その結果が手元にありますので、それを読み上げたいと思います。本県所管の262法人のうち256法人から回答をもらっております。未回答の6法人につきましては、既に解散ないしは解散手続中ということでございます。それから回答をした256法人のうち58.6パーセント、150法人が公益法人への移行を希望していて、それから9パーセント、23法人が一般法人へ移行申請をする方向で現在検討を進めているというような解答でございます。なお、72法人、率にしまして28.1パーセントの法人が今後どの方向に行くのかはまだ決めていないというような回答でございます。実際に公益法人または一般法人への移行を予定している173法人のうち、48法人については理事会の機関等の見直しが必要であると。これについては現在は理事会は代理出席でも可能ですけれども、今後は本人出席が義務づけられるということもございまして、今後の理事会の機関のあり方については検討を要するという状況でございます。それから移行申請予定時期ですけれども、47.3パーセント、82法人については法施行後1年ないし3年以内には何らかの手続をしたいと。しかし残りの42パーセントについてはいつ申請するかどうかについてはまだ決めていないというような回答でございます。

○前田政明委員 私どもが危惧するのは、やはりこれまで公益法人が受けていた運動と言いますか、事業活動が制約されたり、または不利益をこうむってはいけないなというのが危惧されているわけです。それで先ほども言いましたけれども、公益法人に認定されない法人は税制の優遇が受けられなくなるということなので、そういう面では民間の非営利法人の活動抑制となる危険性はないのかなということを危惧しているんですけれども、総務部長はどうお考えですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申しあげましたように、一般社団法人・一般財団法人の場合でも、非営利事業については特に変更はないと理解していただいて結構だと思います。

○前田政明委員 しかし、先ほど言ったように公益法人に認定されない法人は税制優遇は受けられなくなるわけよね。これは事実ですよ。

○宮城嗣三総務部長 収益事業を主とする普通法人についてはそういう形になります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時23分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 県民税の均等割の免除という表現がありますがけれども、その免除をすることによってどのくらい影響が出てくるんですか。

○下地功税務課長 今回の均等割の免除については、現行の公益法人はそのまま特例として5年間の移行期間がありますので、平成21年度における免除額は影響はありません。現状で免除されていますから、そのまま免除ということで、5年間は移行期間がありますから、その後はいわゆる公益法人として認定される法人が第三者機関で認定されますので、どの程度の公益法人が出るかということによって額が決まってくるので、現時点では算定はできないということになります。

○照屋守之委員 例えば、このような形で税が免除されて、県民税が減ることになるわけですよ。適用される段階になると。

○下地功税務課長 現行でもいわゆる収益事業を行っていない公益法人は免除

されていますから、減るということにはならないということになります。

○照屋守之委員 県民税の均等割の免除というのはどういう意味ですか。

○下地功税務課長 現在、民法34条法人はそのまま公益法人は免除されていますけれども、これがいわゆる民法34条法人というのがなくなりますので、それが公益法人とか公益社団法人とか名称が変わりますから、その名称を入れかえると表現したほうがいいのか、要するに新たに追加するというのではなくて、規定を整備するというところでございます。

○照屋守之委員 それでは、全然影響はないわけですね。

○下地功税務課長 影響はないです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案交通事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第14号議案交通事故に関する和解等について説明します。

この議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要は、平成20年7月22日東京都千代田区平河町のプリンス通りにおいて、職員が運転する公用車が交差点で左折しようとして前方道路の右側からの進行車両等を確認後発信したところ、前方で停車していた事故の相手方（アットマーキング有限会社）の車両に追突したものであります。

和解の内容は、県が相手方（アットマーキング有限会社）への損害賠償金として19万2167円を支払うものであります。

以上、乙第14号議案について、その概要を説明しました。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** これは東京都ですね。東京事務所の職員ということですか。

○**宮城嗣三総務部長** はい、そうです。

○**照屋守之委員** 和解に至るまでの経緯もう少し説明していただけませんか。
例えば、弁護士をつけてやったとか、どういうことをやったのか。

○**宮城嗣三総務部長** この和解の内容につきましては、事故を起こした車両の相手方と東京事務所との調整によりまして、その事故の原因がすべて県側の責任にあるという状況だったようでございます。したがって、相手方の車両の損害額について支払うことで和解が成立したという経緯でございます。

○**照屋守之委員** 東京事務所には車は何台あるのですか。

○**宮城嗣三総務部長** 現在のところ2台持っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 乙第18号議案専決処分の承認について説明します。この議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布され、その施行期日を定める政令により、平成20年9月1日から施行されたところであり、それに伴い、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正し、同日から施行すべきところ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179号第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容を申し上げますと、地方自治法の一部が改正され、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴い、

- 1 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1条）、
- 2 沖縄県附属機関設置条例（第2条）、
- 3 精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例（第3条）の3条例について規定を整理したものであります。

以上、乙第18号議案について、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 専決処分というのはなるべく避けるべきだというのはあるのは御承知だと思いますが、平成20年6月18日に公布をされたということは、この6月は議会開会中ではないのかなと思います、開会中なのか開会に向かって準備をしていたのかちょっとわかりませんが、6月定例会では間に合わなかったのですか。9月1日施行のようですが。中身よりも手続的な問題ですが。

○宮城嗣三総務部長 6月定例会に提出すべきだったのではないかという御質疑でございますが、実はこの条例につきましては地方自治法の条項ずれという部分が一つございまして、関連して議会事務局において整理すべき条例が

3本あったということが1つございまして、議会事務局と相談をしたのですが、日程的に6月議会に追加提案するのは難しいという話がありました。それからもう一点は、できるだけ議会事務局に合わせようというのがあったわけですが、各県の状況等を調べてみましたら、半分以上の県が9月議会でございます、それではということで専決処分でございます。

○浦崎唯昭委員 今の説明では、議会事務局の準備が少し整ってなくて、6月議会に間に合わなかったと理解していいですか。

○宮城嗣三総務部長 そういうことでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この地方自治法の一部改正なんですが、議員報酬と職員の特別職を変えたと言いますか、議員報酬に対して特別に独立した条文を設けたという説明なんですが、報酬以外の身分とかその他にかかわることに対する違いもあるのか。

○宮城嗣三総務部長 特にないようでございます。

○崎山嗣幸委員 そうなると、条例で一つになっている議員と一般職員の非常勤職員の規定の根拠というのは、ここで今言っているのは、職員と議員の非常勤というのは異なる性質を持っているということに対する名目というのは、何が異なるということなのですか。何が違うということなのですか。

○宮城嗣三総務部長 異なる性質という説明の中では議員報酬は生活給としての意味を有するというのが1つあります。従来は非常勤職員等の報酬で、同一の規定でやられていたんですが、非常勤職員等の報酬は生活給としての意味は有しないというのが1つございます。それから議員報酬については通常月額でございますが、非常勤職員等の報酬については原則日額という違いがあるようでございます。

○崎山嗣幸委員 議員の報酬は生活報酬ということで受けとめたということの条文という意味で、その他一般職員については生活給ということではなくて、

補完的なものという違いということで理解してよろしいですか。

○宮城嗣三総務部長 そういう観点があるという部分と、名称が議員報酬という名称に法律上変わっております。

○崎山嗣幸委員 名目的にはただそういうことの整理だけだということで受けとめていいんですよね。

○宮城嗣三総務部長 そういうことです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第83号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

総務部関係陳情は、継続3件、新規3件となっております。継続分の陳情第83号から第87号までの3件の処理概要に変更はございません。

続きまして、新規陳情について説明します。

社団法人沖縄県バス協会会長中山良邦氏から提出のあります陳情第101号燃料価格高騰対策に関する陳情について、軽油引取税の一時減免措置あるいは暫

定税率分の補助金制度新設への取り組み中、軽油引取税の一時減免措置について処理概要を説明します。

軽油引取税は、本県の財政が厳しい中であって、県税収入の約7パーセントを占める重要な財源であることや、地方団体が地方税法に定められた税率以外の税率により、課税することができないことから、減免措置を講ずることは困難であります。

続きまして、日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長仲村信正氏から提出のあります陳情第127号原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情については、安心実現のための緊急総合対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が、平成20年8月29日に発表した安心実現のための緊急総合対策の中で、所得税・個人住民税の特別減税について検討するとしているところから、県としては今後の動向を見守っていきたいと考えております。

続きまして、石垣市議会議長入嵩西整氏から提出のあります陳情第151号沖縄県八重山支庁の組織改編の見直しを求める要請については、地方分権型社会の今日にあっては、住民に最も近い基礎的自治体である市町村が、地域における総合的行政を担い、県は市町村を包含する補完的、広域的な行政を担うことが求められております。また、行財政環境が厳しい中、山積みする重要課題を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定過程で生ずる重層的な手続を可能な限り省き、簡素で効率的な組織を構築することが重要であると考えております。このような状況も踏まえ、総合的な観点から検討した結果、宮古支庁・八重山支庁については、その内部組織を本庁各関係部と直結させ、事業の迅速かつ的確な執行を確保する効率重視のスマートな組織体制を整備するため、組織の改編を行うこととしたものであります。なお、沖縄振興計画に位置づけられた主要事業は、支庁改編後も、本庁各部と直結した各出先機関において着実に推進されるものであり、支庁が担っていた情報の集約や調整機能、予算執行権限等についても、これまでと同様に維持し、地域住民への行政サービスを確保することとしております。今後とも、引き続き、地元の理解を得られるよう努めていきたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 社団法人沖縄県バス協会の陳情第101号ですか、4ページですね。この7パーセントの財源ということは金額的にどれくらいですか。

○下地功税務課長 平成19年度の決算で76億3389万5000円です。

○照屋守之委員 もう1件この陳情者がお願いしている分の、暫定税率分の補助金制度新設はどういう意味ですか。

○宮城嗣三総務部長 これについては交通政策なので、企画部のほうにいます。

○照屋守之委員 もう一つの6ページの八重山支庁の組織再編の件ですけれども、これは最近八重山地区で説明会が行われていますよね。その内容を説明していただけませんか。いつ、どのように、どのような方々が参加して行われたのかということです。

○謝花喜一郎行政管理監 支庁組織改編の説明会はことしの8月28日に宮古地区、翌日の29日に八重山地区で、いずれも両支庁の会議室で行いました。そのときの参加者なんですが、宮古支庁のほうでは宮古島の職員や多良間村の職員、商工会議所の方ですとか、これは宮古島商工会議所、伊良部町商工会それぞれ見えております。それから社団法人宮古青年会議所、JAの宮古地区の事業本部の方とか宮古島漁業協同組合の方、社団法人宮古地区医師会、宮古島市社会福祉協議会など合計で43名が参加しております。それから石垣市ですが、石垣市の職員、県議会議員も1人参加しておりました。市議会議員が1人、石垣市の職員が35名、竹富町の職員が8名、商工会ですとか、観光協会それから漁業協同組合等が参加しまして、合計で88名が出席しております。

○照屋守之委員 それでどうですか。県の方の説明と地域の理解といいますか、そういうことは。

○謝花喜一郎行政管理監 実は昨年も実施いたしまして、これはマスコミの論評等なんですけど、そのときには割と厳しいと言いますか、反対が相次ぐとか、そういう形だったんですが、今回は昨年のいろいろな声、陳情があったということで1年持ち越ししたんですけれども、そのときに課題となりましたサービスの低下がないことですか、自然災害に対する危機管理体制についても十分に対応しますということですか、工事請負費が下がるんじゃないかということに対しても現状維持しますという説明を行いました結果、おおむね県の考え方も理解できるとかというような話もありまして、マスコミの論調も行政のサービス低下なしとの明言とか支庁改編に理解をというような見出しに変わっていきまして、昨年よりはトーンは落ちているのかなという感じはしました。

○照屋守之委員 それでどうですか。今後ともこういう支庁再編に向けての地域への説明、理解を求めるための説明会というのは行っていくんですか。

○宮城嗣三総務部長 今回8月に説明会を行いました、その後に陳情が上がってきているわけですが、必要があればいつでも我々としては対応したいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第101号ですが、今のバス事業は全体的な公共交通の大事なかなめになりますけれども、バス事業全体をめぐる状況というのを少し説明していただけますか。

○宮城嗣三総務部長 この陳情文書につきましては、実は企画部のほうにもいってございまして、そのことについては企画部で議論していると思います。

○前田政明委員 私は暫定税率を元に戻すべきだという立場なので、そういう面ではこういう公共交通の中で倍の税率を取られたままというのは大変だと思います。これは暫定税率についてここにあるとおり、税金に占める割合は7パーセントになると。そういう面ではここに書いていますことから、もう一度同じことを聞きますけれども、減免を講ずることは困難だということはこれは財政的な面からですか。

○宮城嗣三総務部長 税法上の問題から、これについてはできませんということがもう一つございます。

○前田政明委員 そこを説明してください。

○下地功税務課長 軽油引取税については、いわゆる税法上で地方公共団体が税法に定められた税率以外には定めることができない、いわゆる一定税率ということになっていますので、地方公共団体独自で税率を設定することができないということです。

○前田政明委員 そうですか。それでは、経営のことは企画部に聞くことにして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

今回は、10月6日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫